

集会「スマートメーターは要らない！」開催

網代太郎

(市民科学研究室会員、電磁波問題市民研究会事務局)

集会「スマートメーターは要らない！－健康影響、プライバシー侵害を考える」が2月27日、電磁波問題市民研究会（電磁波研）主催、市民科学研究室協賛で都内にて開かれ、81人が参加しました。電磁波研事務局の網代がスマートメーターとその問題点について解説した後、電磁波研事務局の鮎川哲也さんが、大阪府の東麻衣子さんのマンションで行ったスマートメーターの電磁波測定結果を報告。次に、東さんが、自宅マンションに設置されたスマートメーターで健康被害を受けて自宅に住めなくなり、自宅及び両隣のスマートメーターをアナログメーターに交換させて再び自宅に住めるようになるまでのことについて、わかりやすくご報告くださいました。続いて、電磁波研事務局の渡邊幸之助さんが、自宅にスマートメーターを設置されてから、アナログメーターへ戻されるまでの闘いについて報告しました。最後の質疑応答では、熱心な質問が相次ぎました。

ここでは、網代の報告の概要を紹介させていただきます。



スマートメーターは30分ごとの電気使用量データを電力会社側へ自動送信するなどの機能があり、この機能を利用して、真夏の昼間など電気供給が逼迫する時間帯の電気単価を高くしたり、逆にそのような時間帯に節電した家庭の料金を優遇するなどの「きめ細かい」料金メニューを提供することで節電に資するなど、国や電力会社は述べています。

プライバシーの侵害

しかし、30分ごとの電気使用量が電力会社に知られること自体がプライバシーの侵害です。消費者の生活パターンをある程度推測できるからです。しかも、このデータが漏洩すれば、空き巣などの犯罪被害に遭う恐れがあります。

さらに国は、30分ごと、またはリアルタイムの電気使用量データを、電力と関係ない第三者の民間業者に提供し、新たなビジネスを興させることを目論んでいます。たとえば独居老人宅の電気使用量データを業者が取得して、起床時刻になっても電気が使われないなど、普段の生活パターンと異なっていたら別居親族にメールで伝えるなどをする「高齢者見守りサービス」などが例示されています。

便利そうなサービスですが、データを第三者が扱うことで、プライバシー侵害の程度や情報漏洩の恐

れがいっそう大きくなります。

大停電の恐れ

また、電気通信技術で構成されるスマートメーター網は、サイバー攻撃に弱いと警告されています。スマートメーターにより、電力供給の開始や停止を遠隔操作で行うことができます。その機能を狙った外部からのハッキングや電気事業者内部の犯罪者、またはプログラムエラーにより、100万戸もの家庭が一斉に停電する恐れも指摘されています。

オランダでは政府のスマートメーター全戸導入法案に対して、プライバシーやセキュリティの懸念から消費者団体が反対運動を展開、スマートメーターは選択制になりました。

電磁波による健康影響

日本のスマートメーターのほとんどは、電波（電磁波）で通信をします。スマートメーターの電波の強さは国の基準を下回っているとして、国はスマートメーターの電波による健康影響について否定的です。

しかし、電波で通信するスマートメーターの導入が進んでいる米国、オーストラリアでは、スマートメーターによる健康被害の訴えが多数報告されています。

日本でも、電磁波過敏症の方が、スマートメーターからの電波によって症状を悪化させられた事例が複数あります。

スマートメーターから、どれくらいの出力でどのような電波がどのような頻度で出ているのかは、ほとんど非公開です。電力会社は非公開の理由を「セキュリティ」と言っていますが、公開した場合どのようなセキュリティ上の問題があるのかを質問しても、答えません。

米国カリフォルニア州では、スマートメーターからの電波による健康被害を懸念する消費者がスマートメーター反対運動を展開しました。その結果、2011年9月、CPUC（カリフォルニア州公益事業委員会）は、同州大手電力各社に対して家庭部門でのスマートメーター導入に際し、消費者が拒否する場合はアナログメーターでの計量を続けるよう指示しました。

アナログメーターの在庫がない？

スマートメーターを拒否したい消費者に対して「アナログメーターは製造していないので、在庫はない」というのが電力会社側の常套句になっています。しかし、本当でしょうか？

「日本電気計器検定所」という会社があります。これは日本電気計器検定所法に基づいて設立された経産省所轄法人です。同社の広報誌『くらしと検定 No.3』（2011年6月）には、以下の通り書かれてい

ます。

「期限が切れた電気メーターは、その多くが再利用されています。オーバーホール（分解、洗浄、部品交換）をして、その後検定を受け、合格したものだけが再度検定有効期限まで使用されます」「一般家庭の電気メーターはトータルで30年程度使用されることとなります」

メーターは設置してから有効期間内の10年以内に交換されますが、一部は再利用が可能であり、中古のアナログメーターがたくさんあると考えられます。

新品アナログメーターも製造中

一方で、新品のアナログメーターは、電力会社が言うように「製造中止」されたのでしょうか。すべての新品電気メーターは、メーカー自身か、上記の会社・日本電気計器検定所で検定を受けなければなりません。同社東京本社検定部に問い合わせたところ、「三菱電機、大崎電気は、機械式メーター製造を続けている」とのことでした。国が全需要家の電気メーターをスマートメーターに替えようとしている中でも、アナログメーターの需要があるのです。主な需要は「子メーター」です。

貸しビル、アパートなどでは、各室の電気メーターをすべて電力会社が検針して電力会社が直接各室へ料金を請求する所がある一方、電力会社はビルやアパート全体で使った電力量だけを検針して料金をオーナー側に一括請求する所もあります。後者の場合、オーナー側が一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて按分するために用いられるメーターを子メーターといい、電力会社が検針するメーターを親メーターといいます。親メーターも子メーターも、モノとしては同じ電気メーターです。

子メーターも通常のメーターと同様、有効期間内の交換が法的義務です。通常のメーターは電力会社が交換してくれるし、交換時に費用を支払う必要がありません。しかし、子メーターはオーナー側が（交換業者に発注して）交換しなければなりませんし、交換費用もオーナー側負担です。東電資料によると、アナログメーターなら新品5400円、中古2400円程度で買えるのに、スマートメーターは約1万円します。子メーターはオーナー側が検針するので、スマートメーターの通信機能は無意味です。交換業者に「アナログメーターはありません。スマートメーターを買ってください」と言われたら、オーナーは「無駄金を使わせる気か、冗談じゃない」と怒るでしょう。

電力小売業者変更に不可欠ではない

4月から、電気をどの電力小売業者から買うのか選べるようになります。業者変更の際は「スマートメーターの設置が必要になる」と国も電力会社も言いますし、新聞などもそう報じています。

実際は、電力小売会社を変更するためにスマートメーターは不可欠ではありません。ところが、国などのアナウンスにだまされて、スマートメーターが不可欠だと勘違いしている人が少なくありません。勘違いの一つは、電力会社を区別するために高機能メーターが必要だというものです。しかし、各発電所で作られた電気は、全部一緒に混ざって送電されるので、家に来たときには、どこで作られた電気なのかはスマートメーターでも分かりません。また、新電力小売会社は小規模で検針員を雇えないからス

スマートメーターが必要と勘違いしている人もいます。しかし、新電力会社の電気についても、送電、配電、検針は東京電力、関西電力などが行うのです。

行動の提案

今後の行動について、みなさんに提案することで、まとめにします。

- 国や電力会社等に、電波の出力・周波数・通信頻度・実測値等の公表を求めましょう。スマートメーター設置を拒否したい需要家は拒否できることを求めましょう。
- 国や電力小売業者に、スマートメーターを設置しない需要家が小売業者を変更できるよう求めましょう。
- 「スマートメーターの在庫はない」「もう製造していない」というような、国や電力会社の情報操作（ウソ）に対抗するため、引き続き情報交換をしていきましょう。